

生食発0213第1号
平成29年2月13日

各

都道府県知事
保健所設置市長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する
省令について

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令
(平成29年厚生労働省令第7号)が本日公布され、平成29年4月1日から施行
されることとされたところです。改正の趣旨等は下記のとおりですので、その
運用に遺漏のないよう配慮願います。

記

第1 改正の趣旨

国内の牛海綿状脳症（BSE）対策を開始して15年以上が経過し、国内外
のリスクが大きく低下したこと及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評
価の結果（平成28年8月）を踏まえ、健康牛に係るBSE検査を廃止する。

第2 改正の内容

健康牛に係るBSE検査を廃止するため、厚生労働省牛海綿状脳症対策特置
法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）第1条の規定を削除する。

第3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。

第4 留意事項

と畜場におけるBSE等に係るスクリーニング検査等の実施要領の改正については別途通知する。

- 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>第一条 削除</p> <p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄とする。</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</p> <p>第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、四十八月（ただし、出生の年月日から起算して四十八月を経過した日を除く。）とする。</p> <p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄とする。</p>